

福祉カーを貸し出しています

車いすを必要とする高齢者や心身障害者の通院などの援助、外出支援のために、スロープ付きの自動車を貸し出しています。

■貸出・返却受付時間

月～金曜日（休日を除く）
8:30～17:00

※貸出1回につき2日以内

※1カ月につき3回以内

※使用日が休日の場合は、使用日の前日に貸出可能

■対象 次の要件を満たす人

○市内在住

○普通自動車免許所持者

○心身障害者（児）及び車いすを必要とする高齢者とその家族

■費用 無料 ※燃料費は実費負担

■申込み 電話で予約

☎・申込先

高齢者福祉課 ☎（93）4981

電話以外の119番通報のご案内

～聴覚や発話などの障害により、音声での緊急通報が困難な人へ～

①音声によらない119番通報

スマートフォンやタブレットから、画面をタッチする簡単な操作で音声によらない119番通報ができるシステムです。

②メールで119番通報

携帯電話やパソコンのメールを利用して、消防車や救急車を呼ぶことができます。

③FAXで119番通報

FAXにより消防車や救急車を呼ぶことができます。FAX番号は局番なしの119番です。

※①・②を利用するには、申込みが必要です。

■申込み 申込書に必要事項を記入し、消防署・北分署に持参または、郵送・FAXいずれかの方法で申込み
申込書・FAX119番送信用紙などは、消防署・北分署・社会福祉課窓口で配布、または市公式ホームページからダウンロードできます。



☎ 消防署 ☎（92）1311

空き家の管理は適切に



空き家の適切な管理は、所有者の責任です。管理されずに放置された空き家は、倒壊や火災などの危険性が高まり、地域の安全を脅かします。空き家所有者は、次のことを心がけましょう。

- 通水・換気・清掃などの管理を行う
- 除草や剪定を定期的に行う
- 空き家に異変があった場合、すぐに連絡がもらえるように、自治会や近隣の人に緊急連絡先を伝えておく

☎ 都市計画課 ☎（93）5148

農地の管理は適正に



大切な農地を守りましょう

農地は一度荒らしてしまうと、近隣の人に迷惑がかかるだけでなく、復元にも労力がかかります。所有者は定期的な草刈など適正な管理をお願いします。

農地を相続したときは届出が必要です
農地を相続した人は、農業委員会に届出してください。

ほかの市や町などに農地を所有する場合は、農地のある市町村の農業委員会に届出してください。

☎ 農業委員会事務局 ☎（93）6494

道路上に張り出している樹木は伐採しましょう

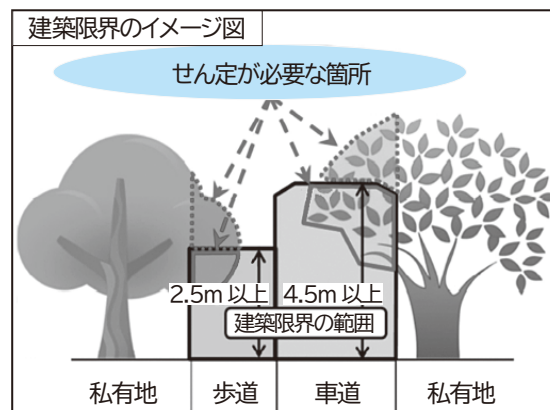
市内の車道や歩道の一部で、隣接する山林や個人宅地などから、樹木や枝の張り出しなどにより、通行の妨げとなっている場所が見受けられます。次のような状態が見受けられる土地（樹木）の所有者の皆さまには、樹木の伐採または枝払いをお願いします。

- 車道・歩道に樹木や枝が張り出している
- 枯れ木・枯れ枝の倒木による通行障害のおそれがある
- 竹木の繁茂による通行障害がある

なお、沿道の山林や生垣・庭木等からの倒木や倒れて張り出した枝により、通行中の車両等が損傷する事故が発生した場合には、その土地の所有者が民法717条により賠償責任を問われる場合があります。

建築限界

道路を通行する車両の安全を確保するため一定の幅・高さの範囲に、通行の障害となる物を置いてはいけないという、空間を確保する限界のこと。



道路法第30条及び道路構造令第12条では、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に通行の障害となる物を置いてはならないと規定されています。

問い合わせ先

●国道・県道に関すること 千葉県成田土木事務所管理課 ☎（26）4832

●市道に関すること 建設課 ☎（93）5747